

犯罪に回らない 戻さない

- Tsutsui Masato -

筒井 正人

Profile

- H13 検察事務官
- H19 法務省
- H27 副検事任官
(東京地検、那覇地検勤務)
- H29 高知地検勤務(現職)



「その人の生活を取り巻く環境は変わっていないという事は、中にはまた同じように罪を犯してしまう人もいるんじゃないでしょうか。」

「罪を犯した人たちに『どうしてそんなことをしたの?』と理由を聞いてみると『住む家がなかった』、『収入もなくお金に困っていた』などの声が多く聞かれました。ほかにも、いじめ、孤独、虐待経験、依存症や障害をもつ人もいました。本来、そういった人々には、福祉や医療などの支援が必要なのですが、それらに気づかれず、支援に繋がっていない人も多く思われました。このような人が、犯罪をした後も支援も受けられないままではいけないと思いませんか?」

「高知地検では、再犯防止に向けた取り組みに力を入れていると聞いたけど、どんなことをしているのですか?」



ホウリス君

(法務省マスコットキャラクター)

今日は高知地検の筒井副検事に、再犯防止に向けた取り組みについて色々質問します。

そのとおりです。「こういった人たちが日々の生活の中で感じている『生きづらさ』が大きな問題で、社会から孤立してしまつて犯罪をする人もいます。ですから、この『生きづらさ』が解消されないで、また同じように犯罪を繰り返してしまう人も出てきてしまいます。「こういう再犯者と言われる人が、実はかなり多くて、刑法犯の検挙人員のうち再犯者が占める割合は毎年増え、半数に迫ってきています。」

「じゃあ、そういった人たちの『生きづらさ』を取り除く必要がありそうですね。そうすれば、犯罪をする必要もなくなるのではないですか?」

そのとおりです。そういった人たちの『生きづらさ』を取り除くためには、医療や福祉などの支援が必要で、これらの支援を適切に受けることによって生活を安定させれば、犯罪をせずに済む環境を作ることができ、再犯防止につながるのではないかと考えられるようになりました。そこで、刑務所に入っている人について、住居や仕事がない人や障害のある人が出所をする時、その後の生活に困らないように支援へ繋ぐ取組が始まりました。これを刑務所を出所する時という刑事司法の出口にいる人に対して行う支援という事で『出口支援』と呼ぶようになりました。

「出口があれば『入口』もあるのですか?」

「『出口支援』が刑務所を出てくる刑事司法の出口で行う支援であるのに対し、被疑者や被告人と言われる刑事司法の入口にいる人々に対して行う様々な支援を『入口支援』と呼ぶようになります。高知地検は、これに更に力を入れるようになりました。」

—最初の質問に戻りますが、検察庁が行う再犯防止の取組って、どんなことをするのですか？

犯罪をした人が、不起訴や罰金、あるいは執行猶予の言い渡しを受けて釈放された後、本人の同意の下、福祉機関等に対して必要な情報を提供して、適切な支援が受けられるよう橋渡しをしていきます。本来、そういった人たちが福祉的支援を受けるためには、本人が福祉機関等に相談に行く必要がありますが、どこに相談したらいいかも分からず、どんな制度があるのかも分からなかったり、手続きが煩雑だったりして、本来受けられる支援を受けられなかった人もいます。だから、その人に合った機関やサービスを検討して、刑事処分とは別個に、それらの機関と連携して支援体制へ繋いでいくのが検察庁の再犯防止の取組です。

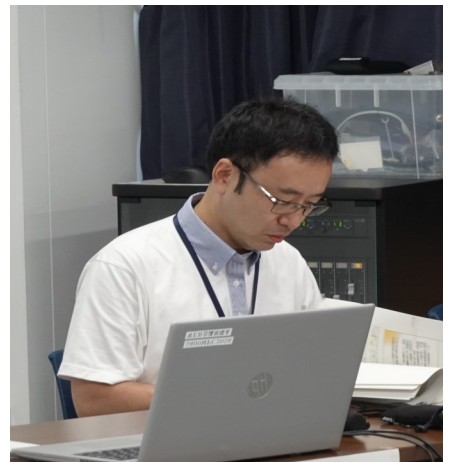


—高知地検では、どんな体制でこうした支援を行っているのですか？

高知地検では、捜査公判部門に「刑事政策推進担当」を置いて、どういった支援が必要か、その支援を行うためにはどんな機関に依頼すればいいのか、などを検討しています。そして、検察官において本人の同意を得た後、該当する福祉機関等に連絡をして必要な支援を検討して引き継いでいきます。そして、令和3年からは、新たな取組みとして、社会福祉士との連携をスタートさせて、どんな支援が必要かなどの判断が難しい事案について、福祉の専門家の立場から、検察官に助言してもらえるようにしました。

—実際にはどんな機関と連携して繋いでいくのですか？

例えば、家がない人には、保護観察所と連携して更生保護施設への入所を検討したり、住居支援を行っているNPO法人に支援をお願いすることもあります。仕事をしたいと希望する人についてはハローワークへ一緒に行くこともあります。障害が見つかった人などには、地域の福祉機関等と連携して支援体制を組むこともあります。精神の病気が見つければ病院へも繋がります。最近では、高齢者の犯罪も多くなっており、地域包括支援センターに見守りなどの支援を依頼することも多くなっています。場合によっては、検察庁がケース会議を主催して、地域の福祉につないだ事例もあります。



—ケース会議は何をするのですか？

支援に関係する人や機関が集まって、現状や問題点など支援に必要な情報を共有し、その後の支援方針を決定していく会議です。単に情報共有するだけではなく、関係する機関が意見を出し合って同じ方向を向き、具体的な支援方針を決定することも重要な会議です。

—入口支援ならではの難しさはあるのですか？

最も大きな制約は「時間」です。犯罪をして逮捕・勾留された人の身柄の拘束期間は、法律で、原則10日間、捜査上やむを得ない理由がある場合でも最長で20日間です。この期間は、捜査のために設けられた期間なので、支援を検討する時間は本当に限られています。その短い期間の中で、支援方針を決め、支援依頼先を確保し、対象者の受入れの準備を整える必要があるのが難しさです。

—取り組みを続けてきて、高知地検として何か変化はありましたか？

検察官が犯罪を捜査して適切な刑事処分を決めるという本来の役割は何も変わっていません。支援を受けること引き換えに刑事処分を軽くすることもありません。他方で、その人が犯罪をした背景に何かあるのかを探索し、刑事処分とは別個に、この人には何らかの支援が必要ではないだろうかという気づきの感覚が上がってきたと思います。また、支援の事例を庁内で共有し、蓄積していくことで、検察官、検察事務官いずれも、再犯防止に取り組むことについて意識が高まり、より円滑な繋がりができるようになってきたとも思います。

—今後、再犯防止の取組を続けるに当たっての抱負を聞かせてください。

—ここまで、福祉へ繋ぐという話をしてきましたが「福祉」という言葉を辞書で調べると「幸福」という意味が出てきます。犯罪をした人が幸福な生活を送れるようになれば、その人が犯罪を犯す必要はなくなります。つまり、再犯防止は、犯罪をした人を支援することで、副次的な結果として生まれるものと私たちは考えています。それと、忘れてはいけぬ非常に重要なことがあります。

「忘れてはいけない非常に重要なこととは何ですか？」

犯罪には被害者がいます。犯罪の被害を受けた人やその家族や周囲の人たちの中には、癒えることのない苦しみ（精神的、肉体的、経済的なものなど様々）を負う人がいます。それだけではなく、好奇の目に晒されたり、いわれない誹謗中傷を受ける人さえもいます。被害者に寄り添い、その正当な権利を守ることも検察の重要な役割だし、国の責務でもあると思います。被害者支援施策は制度の整備や運用を含めてまだ途上にあることを私たちは改めて認識しないといけないです。翻って、再犯防止は、犯罪をした人を支援するという側面だけではなく、新たな被害者を生まないための、治安機関による治安維持の取組みでもあるということも知ってもらいたいです。

「おっしゃるとおり、犯罪には被害者がいるということをお忘れではないですか？」

高知地検は、社会福祉士、ハローワークの就職支援ナビゲーター、自治体の保健師、地域生活定着支援センターなど関係する機関の方たちとの意見交換や勉強会を続けるなどして、連携のためのより一層の関係作りを続けていくつもりです。それだけではなく、安芸市の農福連携で活動する皆さんとナ

スの植え付けやナス狩りで交流させていただくなど、全庁一丸となって顔が見える関係を築き、高知地検らしい、高知モデルのような取組を続けていくと思っております。それとも一つ、再犯防止や被害者支援を前に進めるには、特に次世代を担う若い人たちに法的素養を身に付けてもらうことが必要不可欠だと思います。ホウリス君の得意分野としますが、高知地検では、法教育の普及にも更に力を入れていきます。関係機関の皆様と国民の皆様には、今後とも御理解と御協力のほど、よろしく申し上げます。



「高知地検からお知らせがあるんですね？」

令和5年12月21日午後1時から4時まで、高松市のレグザムホールで、令和5年度四国ブロック再犯防止シンポジウムを開催します。シンポジウムの表題は「マルチステークホルダー！パートナーシップの推進〜誰一人取り残さない社会の実現へ高知地検の挑戦〜」です。厚生労働省の方の基調講演の後、香川大学法学部の平野美紀教授のコーディネートの下、私を含む総勢8名でパネルディスカッションを行います。

「今、超話題のSDGsの17番目のゴールですね。これにはどういう意味があるのですか？」

再犯防止の取組には、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が不可欠という強いメッセージを込めています。ぜひ、お誘い合わせの上、たくさんの方に御参加いただきたいと思います。

「僕も必ず参加しますね。ぜひ、御参加ください。」



こちらのロゴは、令和5年度四国再犯防止シンポジウムに使用されているものです。

香川県の県木・花であるオリーブの枝が集まって作られています。

オリーブの花言葉は、「平和」と「知恵」です。

「平和」を得るために「知恵」を出し合うという点が、本シンポジウムの趣旨と一致していることから、オリーブの枝をモチーフとしています。